

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）
の施行による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（徴収金額） 第3条 ……略…… 2 ……略…… 3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「個人番号カード等」という。）又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（以下「移動端末設備」という。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u>	（徴収金額） 第3条 ……略…… 2 ……略…… 3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード<u>（以下「個人番号カード」という。）又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（以下「移動端末設備」という。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u>

(1)～(4) ……略……				(1)～(4) ……略……			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	……略……	……略……	1通につき 450円 （ <u>個人番号カード等</u> 又は移動端末設備を 使用して、多機能端 末機により交付する 場合にあつては、1 通につき300円）	1	……略……	……略……	1通につき 450円 （ <u>個人番号カード又</u> は移動端末設備を使 用して、多機能端末 機により交付する場 合にあつては、1通 につき300円）
2 ～ 78	……略……	……略……	……略……	2 ～ 78	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。